

ID: 231

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 都市政策課

処分の概要	測量成果の使用の承認(公共測量)		
法令名 根拠条項	測量法 第44条第1項		
法令番号	昭和24年法律第188号		
【根拠条文】 (測量成果の使用) 第44条 公共測量の測量成果を使用して測量を実施しようとする者は、あらかじめ、当該測量成果を得た測量計画機関の承認を得なければならない。 2 測量計画機関は、前項の承認の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、その承認をしなければならない。 (1) 申請手続が法令に違反していること。 (2) 当該測量成果を使用することが測量の正確さを確保する上で適切でないこと。 3 第1項の承認を得て測量を実施した者は、その実施により得られた測量成果に公共測量の測量成果を使用した旨を明示しなければならない。 4 公共測量の測量成果を使用して刊行物を刊行し、又は当該刊行物の内容である情報について電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとろうとする者は、当該刊行物にその旨を明示しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日